

法指第 1 1 4 5 号
平成 20 年 7 月 31 日

各法人 代表者 様

大阪府健康福祉部
地域福祉推進室 法人指導課長

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒の防止に関する注意喚起について（通知）

日頃から、健康福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり、経済産業省原子力安全・保安院より厚生労働省を通じて注意喚起の依頼がありました。

本件については、既に大阪府所管の社会福祉施設・介護老人保健施設等に対して、施設所管課より同様の文書を送付しているところですが、貴法人で上記施設のほか、ガス消費機器を使用される際には、一酸化炭素中毒事故を防止するために以下の事項についてご留意くださいますようお願いいたします。

なお、国からの文書に記載の注意喚起の詳細や添付資料については、下記のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

記

- 1 業務用厨房施設においてガス消費機器を使用する際には、一酸化炭素中毒事故を防止するために必ず換気設備を稼働させること
- 2 ガス消費機器に火がつきにくい、異臭がする等の場合には、ガス事業者に連絡の上、点検を至急受けること
- 3 一酸化炭素警報機の設置、排気ダクト等の換気状況の点検等についてご検討いただきたいこと

経済産業省原子力安全・保安院（ガス事故速報のみ）

http://www.nisa.meti.go.jp/9_citygas/gas_accident.htm

大阪府健康福祉部 地域福祉推進室法人指導課 ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/houjin/index.html>

大阪府健康福祉部地域福祉推進室 法人指導課 監理グループ 担当 小島（武） 電話 06 - 6941 - 0351（内線 2414）

事 務 連 絡
平成20年7月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省老健局計画課

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒の防止に関する注意喚起について

標記の件について、経済産業省原子力安全・保安院より別添のとおり注意喚起の協力依頼がございましたので、関係資料等を送付いたします。

つきましては、管内の社会福祉施設・介護老人保健施設等に対して、以下の事項につき注意喚起を行っていただきますようよろしくお取り計らい願います。

業務用厨房施設においてガス消費機器を使用する際には、一酸化炭素中毒事故を防止するために必ず換気設備を稼働させること

ガス消費機器に火がつきにくい、異臭がする等の場合には、ガス事業者に連絡の上、点検を至急受けること

一酸化炭素警報機の設置、排気ダクト等の換気状況の点検等について御検討いただきたいこと

(添付資料)

- ・社会福祉施設・介護老人保健施設等の厨房におけるガス消費機器使用時の一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起についての事業者への要請について(協力依頼)
- ・参考資料1 7月15日付け一酸化炭素中毒事故防止に係る当省プレスリリース
- ・参考資料2 業務用厨房施設における注意喚起パンフレット(都市ガス版)
- ・参考資料3 業務用厨房施設における注意喚起パンフレット(LPガス版)
- ・参考資料4 業務用換気警報機のパンフレット(東京ガスの例)

経 済 産 業 省

平成20年7月18日

厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課

経済産業省 原子力安全・保安院 ガス安全課
NISA-241c-08-06
経済産業省 原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課
NISA-278c-08-10

社会福祉施設・介護老人保健施設等の厨房におけるガス消費機器使用時の一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起についての事業者への要請について（協力依頼）

平成15年から平成19年までの5年間に業務用厨房施設におけるガス消費機器使用時の一酸化炭素中毒事故は計52件（死傷者数170名）が発生しており、これらの件数は増加の傾向にあります。

昨年3月には新潟県の特別養護老人ホームの厨房で業務用食器洗浄機により一酸化炭素中毒事故が発生し、2名の調理員が一酸化炭素中毒（軽症）で病院に搬送されました。

これらの事故の大半は、換気設備を正しく稼働させることや設備について定期的に点検を行うことにより防ぐことができたものであると考えられます。

これを受け、当省においては、平成20年7月15日に「業務用厨房施設における一酸化炭素中毒にご注意下さい。」として、本年2度目の注意喚起（プレスリリース）を行うとともに、飲食関係業界・情報誌への注意喚起広告の掲載（準備中）、厨房機器メーカー団体と連携した注意喚起活動を開始したところです。

つきましては、貴省におかれましても、所管の社会福祉施設・介護老人保健施設等に対し、以下の事項につき注意喚起を行っていただきますようお願い致します。

- 業務用厨房施設においてガス消費機器を使用する際には、一酸化炭素中毒事故を防止するために必ず換気設備を稼働させること
- ガス消費機器に火がつきにくい、異臭がする等の場合には、ガス事業者に連絡の上、点検を至急受けること
- 一酸化炭素警報機の設置、排気ダクト等の換気状況の点検等についてご検討頂きたいこと

（添付資料）

- ・ 参考資料1 7月15日付け 一酸化炭素中毒事故防止に係る当省プレスリリース
- ・ 参考資料2 業務用厨房施設における注意喚起パンフレット（都市ガス版）
- ・ 参考資料3 業務用厨房施設における注意喚起パンフレット（LPガス版）
- ・ 参考資料4 業務用換気警報機のパンフレット（東京ガスの例）